

# 構造設備の概要（薬局製造販売医薬品の製造業用）

薬局の名称 \_\_\_\_\_

## 【試験検査に必要な設備・器具】

品 目	数 量	品 目	数 量	品 目	数 量	品 目	数 量
顕微鏡 又は ルーペ 又は 粉末 X 線回析装置		デシケーター		比重計 又は 振動式密度計	重	ブンゼンバーナー又は アルコールランプ	
		* はかり（感量 1mg）			軽		
		* 薄層クロマトグラフ装置				* 崩壊度試験器	
試験検査台				* pH計		融点測定器	

注）\*印の器具は、厚生労働大臣の指定検査機関を利用することができます。

## 【厚生労働大臣指定の試験検査機関を利用する場合の記載欄】

利用する指定試験検査機関の名称				
利用する試験検査器具	品目	利用	品目	利用
	はかり（感量 1mg）		pH計	
	薄層クロマトグラフ装置		崩壊度試験器	

注1）厚生労働大臣指定の試験検査機関を利用する場合は、利用証明書等を添付してください。

注2）利用する試験検査器具に○をつけてください。

## 【試験検査に必要な書籍】

項 目	書 籍 名
薬局製剤に関するもの	